

狛江市第1次再犯防止推進計画 (中間答申案)

目次

第1章 はじめに.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制.....	4
第2章 基本理念.....	5
第1節 共通した基本理念・基本目標を設定する趣旨.....	5
第2節 基本理念.....	5
第3章 基本目標.....	6
第4章 計画の推進に向けて.....	7
第1節 施策の体系.....	7
第2節 施策一覧.....	8
第3節 重点施策.....	10
第5章 計画の推進に向けて.....	14
第1節 計画の推進体制（文言調整中）.....	14
第2節 計画の評価方法（文言調整中）.....	15
資 料.....	17
第1節 現状の整理.....	17
1 国・東京都の動向から見る現状.....	17
2 統計から見る現状.....	32
3 市民意識調査結果から見る現状.....	37
4 再犯防止関連団体調査結果から見る現状.....	44
第2節 課題の整理.....	54
1 市民意識調査結果から見る現状.....	54

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

1 計画全体について

市民全ての思いは、高齢者も障がいのある人も、子どもとその家族等も、犯罪をした者等も、いきいきと安心して生活できる福祉社会の実現にあります。

こうした市民の思いに虹の橋を架けるのが「あいとぴあ¹レインボープラン」です。

現在、狛江市では、狛江市第4次基本構想において、「ともに創る 文化はぐくむまち～水と緑の狛江～」を将来都市像に掲げ、「お互いを認め支え合い、ともに創る」、「狛江らしさを活かす」というまちづくりの視点を核として、福祉・保健分野において、「いつまでも健やかに暮らせるまち」を目指すものとしております。

このようなまちを実現するためには、年齢に関わりなく、全ての市民が、その能力に応じて負担し、支え合うことにより、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されるよう、更にこれらの生まれる「将来世代」にも私たちが享受してきた保障が提供されるよう、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する必要があります。

全世代対応型の社会保障制度を実現するためには、制度・分野や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会、すなわち地域共生社会を実現することが必要です。

地域共生社会の実現に当たっては、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点が重要となります。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものです。その際、公平、迅速、かつ、効率的に支援を届けるため、デジタル技術の活用を積極的に図ることも重要です。

さらに、今後人口減少が進む中で、地域社会における支え合い機能が低下し、市民の日常生活の維持に課題が生じる事態も想定されます。地域社会におけるつながりの弱体化を防ぎ、市民同士が助け合う「互助」の機能を強化することが重要であり、地域における「互助」を支えるコミュニティ機能の強化に向けた取組を推進することが重要です。

本計画では、狛江らしい地域共生社会の実現に向けた取組を進めることにより、全世代対応型の社会保障制度の実現を目指します。

2 再犯防止推進計画について

国において平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、再犯防止推進法には、再犯の防止等に関する施策の実施等の責務

¹あいとぴあとは、であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と“ユートピア”から作られた合成語です。

が国だけでなく、地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対し、国の再犯防止推進計画を勧告して「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務（再犯防止推進法第8条第1項）とされました。

平成29年12月には平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」が閣議決定され、令和5年3月には令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

「第二次再犯防止推進計画」によれば、「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、（中略）、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要」であり、「刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められる」ものとしています。

市で考える「地域による包摂」とは、「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」と同様の考え方であると考えます。「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」とは、「すべての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。そして、社会的包摂は、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号。以下「条例」という。）前文でその実現を目指している「地域共生社会」の背景となる考え方です。したがって、「地域による包摂」を推進するためには、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることが重要です。

市では、「地域共生社会」の実現に向けた取組として、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備し、もって、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して安全な地域社会を実現できるよう、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して住居、就労、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進することを目的として、狛江市再犯防止推進計画を策定することとしました。

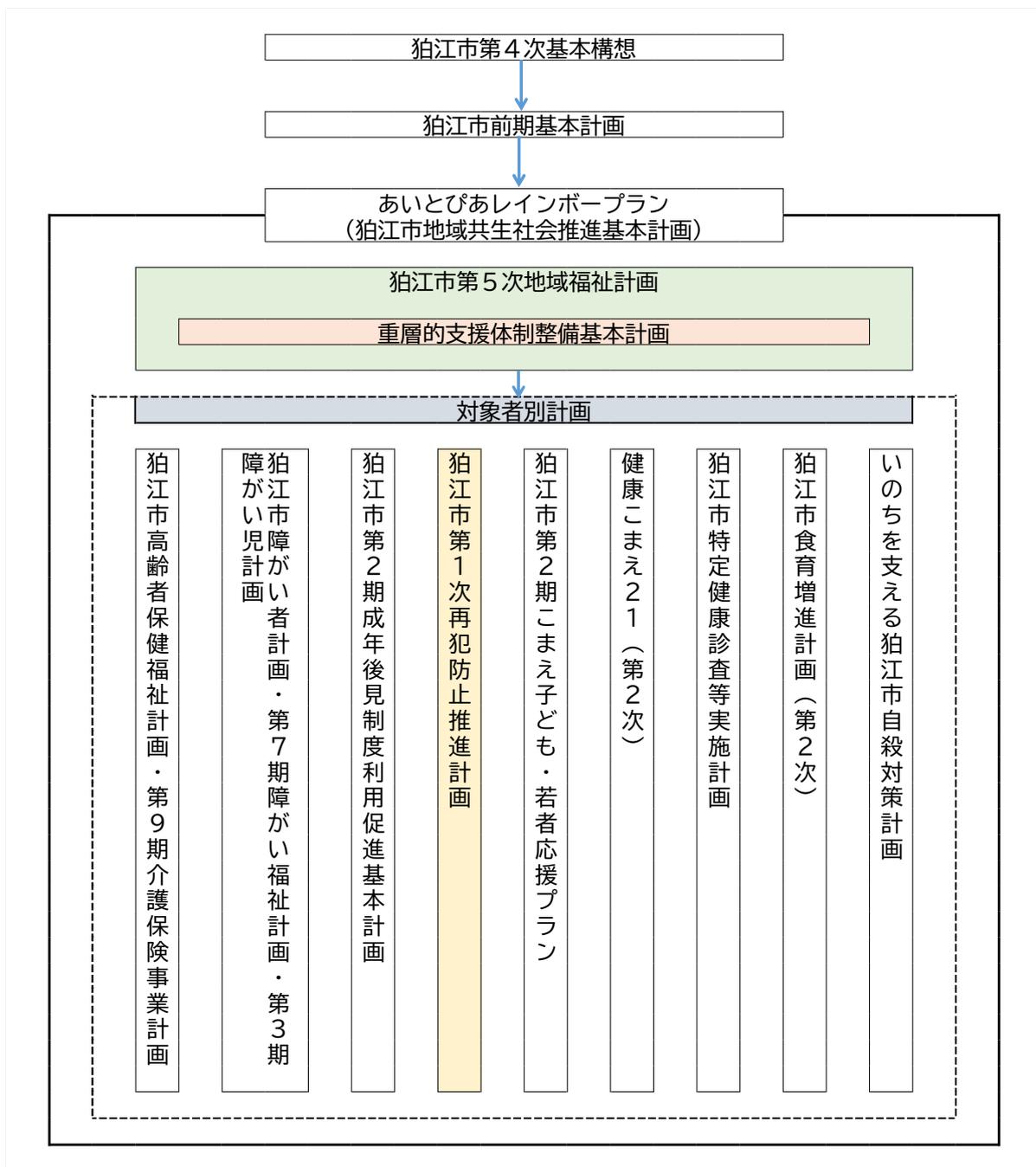
第2節 計画の位置付け

1 法令上の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、狛江市が定める地方再犯防止推進計画に位置付けられます。本計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」をいいます。

2 計画体系

この計画は、あいとぴあレンボープラン（狛江市地域共生社会推進基本計画）、狛江市第5次地域福祉計画の対象者別計画になります。



第3節 計画の期間

計画期間は、地域福祉計画と改定の時期をあわせて、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本計画						
地域福祉計画	第5次					
高齢者計画						
介護保険事業計画	第9期			第10期		
障がい者計画						
障がい福祉・障がい児福祉計画	第7期・第3期			第8期・第4期		
再犯防止計画	第1次					
成年後見計画	第2期					
重層計画	第2期					

第4節 計画の策定体制

1 市民意識調査等の実施

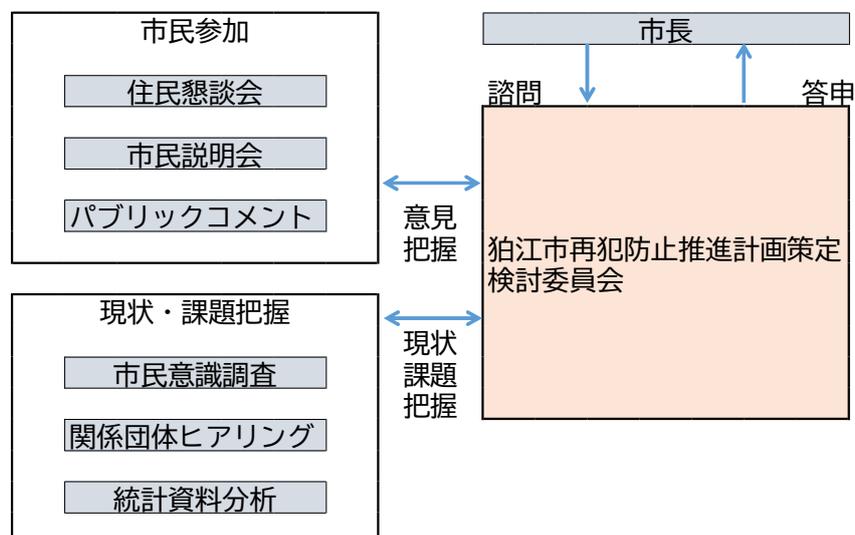
市内に在住する市民を対象に、再犯防止に対する意識や意見を把握するために実施しました。併せて、矯正施設、刑事司法機関、更生保護機関、福祉関係団体を対象に、団体活動の現状や課題等を把握するために実施しました。

2 市民説明会・パブリックコメントの実施

計画素案について、市民からの意見等を幅広く募集するため、市民説明会、パブリックコメントを実施しました。

3 狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会における調査・審議

狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会で計画に係る調査・審議を行いました。



第2章 基本理念

第1節 共通した基本理念・基本目標を設定する趣旨

狛江らしい地域共生社会を実現するためには、福祉及び保健関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互に支え合うことを通じて、多様性を認め合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります（条例前文）。

また、包括的な支援体制を構築するに当たり、福祉及び保健関係部署のみならず、住宅、教育、コミュニティ関係部署等が地域生活課題を把握するとともに、当該地域生活課題の解決に資する支援を行う関係部署相互間の連携を図り、福祉のまちづくりに資する事業を一体的に実施しなければなりません（条例第20条第2項）。

この条例の趣旨を踏まえ、狛江らしい地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築するためには、共通の基本理念・基本目標のもと一体的に施策を実施していく必要があります。

第2節 基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合っ
て、誰も排除されない地域社会の実現を目指します。

（文言調整中）

第3章 基本目標

基本目標1

- ・一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援

基本目標2

- ・「つながり」を実感できる地域づくり

基本目標3

- ・社会参加を進めるシステムづくり

基本目標4

- ・総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

基本目標5

- ・多機関で協働して支援に当たる体制の構築

(文言調整中)

第4章 計画の推進に向けて

第1節 施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

基本目標		再犯防止推進計画の施策	
1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援	1	(文言調整中)
		2	
2	「つながり」を実感できる地域づくり	1	
		2	
3	社会参加を進めるシステムづくり	1	
		2	
		3	
4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	1	
		2	
		3	
5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築	1	
		2	
		3	

第2節 施策一覧

基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援

施策	施策の将来像	施策の方向性	主な事業例
(文言調整中)			

基本目標2：「つながり」を実感できる地域づくり

施策	施策の将来像	施策の方向性	主な事業例

基本目標3：社会参加を進めるシステムづくり

施策	施策の将来像	施策の方向性	主な事業例

基本目標4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策	施策の将来像	施策の方向性	主な事業例

基本目標5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策	施策の将来像	施策の方向性	主な事業例

第3節 重点施策

1 重点施策を定めるに当たっての視点

全国的な少子化が深刻化する中、狛江市における合計特殊出生率は、近年ほぼ一貫して全国水準、都水準を下回って推移していることから、年少人口・生産年齢人口が減少し続ける一方、令和32（2050）年までは高齢者人口が増加することが推計されており、生産年齢の人口減少と超高齢社会に対処するべく重要な転換期を迎えています。

さらに、単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。「人間関係の貧困」とも言える孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要です。また、社会からの孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生むという「負の連鎖」が生じることも分かっております。また、市民一般調査や再犯防止関連団体調査によれば、孤独・孤立の問題は、例えば、ひきこもり（ひきこもり状態にある方）、心身の障がい又は発達障がい等の障がい（精神障がい者）、非行・犯罪（非行少年・刑余者）、依存症・しへき（アルコール、薬物等依存者等）の様々な生活課題との関連も明らかになっています。

そのため、孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点、すなわち孤独・孤立を生まない社会をどのようにするのが重要であるとともに、孤独・孤立に悩む状態に至っても可能な限り速やかに当事者の望む状態に戻れるように取り組むことが重要です。狛江市における高齢者の要介護認定率は、最近10年程ほぼ一貫して全国水準、都水準を上回って推移しており、全国的に医療・介護の給付費が顕著に増加する中、今後、75歳以上の後期高齢者数がいっそう増加することから、これまで以上に社会参加や介護予防に取り組む必要があります。

さらに、市内認知症高齢者数は3,844人と推計されており、平成31・令和元（2019）年末現在から約186人増加しています。認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気です。認知症の対応に当たっては、本人主体の医療・介護等の徹底とともに、発症予防の推進、早期診断・早期対応のための体制整備が重要です。併せて、認知症等で判断能力が低下しても、本人らしく安心して暮らすことのできる権利擁護支援の充実が望まれます。

精神障がい者は、令和3（2021）年度に前年度比で23.6%増加しており、令和4（2022）年度も増加傾向です。高齢化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による長期に及ぶ自粛生活等もあり、メンタルヘルスの不調や精神疾患は、誰もが経験しうる身近なものとなっています。

人生100年時代、及び生産年齢の人口減少の社会を迎え、「地域を支えるのは若い世代であり、高齢者は支えられる世代である」という固定観念を払拭し、「全世代で地域社会を支え、また、地域社会は全世代を支える」との考え方に転換し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、喜びや悲しみを分かち合い、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要となっています。

従来地域づくりの中心的な役割を果たしてきた町会・自治会の加入率が減少し、高齢者の居場所となっていた老人クラブの会員数が減少しております。

市民意識調査では、7割以上の市民が新型コロナウイルスの影響で、人と直接会ってコミュニ

ケーションをとることが減っており、半数以上の市民が普段の近所つきあいは、会えば挨拶する程度又はほとんどないのが現状です。

他方で、7割以上の市民が住民同士のささえあい、たすけあいの関係が必要であり、2割以上の市民が自らお世話役として地域づくりに参加したいと考えられています。また、半数近くの市民、特に20歳代の6割以上の市民が地域活動・ボランティア活動等にできるだけ、又は機会があれば取り組みたいと考えられています。このことから多くの市民が市民同士支え合うことは大切であり、自らも参加してみたいと思っているものの、支え合う枠組みが十分ではなく、参加し、活動する機会がないものと推測されます。市民が住民同士のささえあい、たすけあいの関係を構築するための新たな枠組みが望まれています。

このような現状と課題を踏まえ、狛江らしい地域共生社会を実現するためには、すべての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」の理念のもと、誰一人取り残さない地域社会を目指し、次のような視点から課題を抽出し、重点施策を定めました。

No	視点	説明
①	本人の自己決定権の尊重	全ての市民が基本的人権を享有する個人としてその意思が重んじられ、その人らしい生活が保障されることが重要です。
②	予防と早期発見・早期支援	孤独・孤立、認知症、介護等は予防の視点が重要であるとともに、それぞれの生活課題が生じた場合においても、アウトリーチ支援、伴走型支援、デジタル技術を積極的に活用した支援等により、それぞれの生活課題を抱える市民と早期につながり、早期に支援することが重要です。
③	一人ひとりに寄り添う支援	いわゆる「8050問題」など複雑化・複合化した生活課題や、ごみ屋敷問題など制度の間の地域住民の支援ニーズに対応するためには、地域での活動の担い手が、制度・分野の縦割りを超えて、従来の枠組みにとらわれず、支援ニーズを有する市民を中心に置き、地域全体に開かれた形で連携する体制の整備が重要です。また、体制を整備するためには、担い手の育成・確保も重要です。
④	つながりの創出	社会福祉法人や協同組合、医療機関、企業・事業者、NPOやボランティア団体など多様な主体の参画の下、市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて、地域社会の担い手として関わることのできる枠組み（プラットフォーム）や、新たな居場所づくりを進め、全ての市民が地域社会を構成する一員としてあらゆる分野の地域の活動に参加し、つながる機会を創出することが重要です。

2 重点施策一覧

基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援

No.	現状と課題	視点				施策
		①	②	③	④	
1	(文言調整中)					

基本目標2 「つながり」を実感できる地域づくり

No.	現状と課題	視点				施策
		①	②	③	④	
2						

基本目標3 社会参加を進めるシステムづくり

No.	現状と課題	視点				施策
		①	②	③	④	
3						

基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

No.	現状と課題	視点				施策
		①	②	③	④	
4						

基本目標5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

No.	現状と課題	視点				施策
		①	②	③	④	
5						

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制（文言調整中）

1 市民福祉推進委員会による進捗状況の管理

基本的、総合的な福祉施策を推進するための計画の策定や改定、市民福祉に係る重要事項に関する調査、審議・具申する市長の附属機関である粕江市福祉基本条例第32条第1項の規定により設置された市民福祉推進委員会及び同条第3項の規定により設置された再犯防止小委員会において、同条第2項第4号の規定により、計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、計画の進捗状況については、広報こまえ及び市公式ホームページを活用して市民に周知します。

第2節 計画の評価方法（文言調整中）

1 評価の手順

本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するためには、計画期間中、PDCAサイクルにより進行管理を行い、その結果を市民に対して公開することにより、より高い推進力を確保していくことが必要となります。

そこで、本計画においては、以下のサイクル（図4-33）とスケジュール（図4-34）に従って毎年度、計画の進行管理を実施します。

図4-33 PDCAサイクルによる進行管理

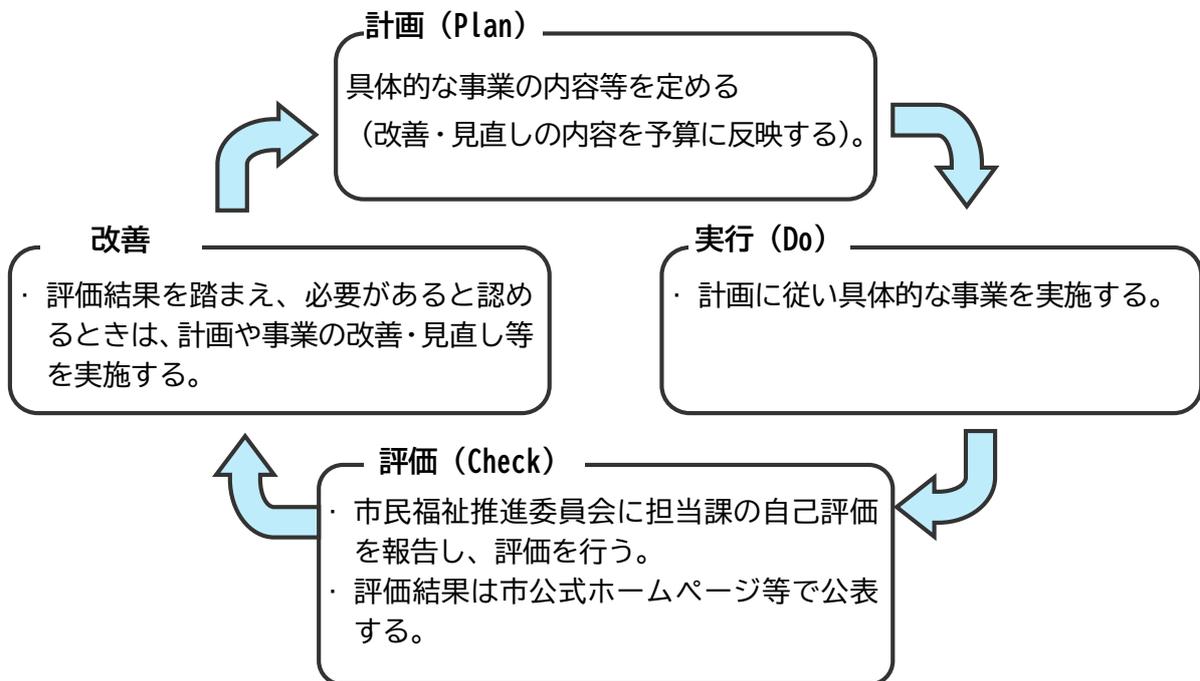
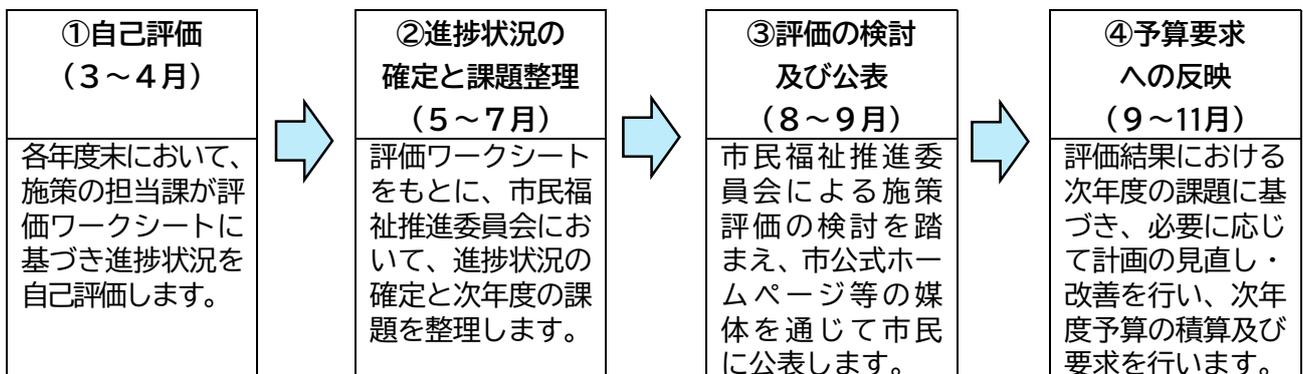


図4-34 評価（Check）から改善（Act）へのスケジュール



2 評価の基準

再犯防止推進計画の各施策については、毎年度計画が実施されているか、施策ごとに以下のA～Dで評価します。(表4-9)

表4-9 進捗評価の方法・基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	施策が年次計画に沿って進捗、かつ、最終目標も達成
B (現状維持)	施策が年次計画に沿って進捗しているが、最終目標は未達成
C (あまり進捗していない)	年次計画が未達成
D (全く進捗していない)	全く進捗していない。

第1節 現状の整理

1 国・東京都の動向から見る現状

(1) 国の動向

今後の課題（再犯防止推進計画等検討会）	
1	個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること。
2	支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、 <u>支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）</u> を高めていく必要があること。
3	支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、 <u>訪問支援等のアウトリーチ型支援</u> を実施していく必要があること。
4	地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、 <u>国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに</u> 、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること。

基本的な方向性（再犯防止推進計画等検討会）	
1	犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、 <u>個々の対象者の主体性を尊重しそれぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援</u> を実現すること。
2	就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた <u>地域の支援連携（ネットワーク）</u> 拠点を構築すること。
3	国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、 <u>地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進</u> するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

基本理念（法第3条）	
1	犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な

	社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
3	犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
4	犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

基本方針（第一次・第二次計画）	
1	犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3	再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4	再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5	国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

基本方針（第一次・第二次計画）	
1	特性に応じた指導及び支援等（第 11 条）
2	就労の支援（第 12 条）
3	非行少年等に対する支援（第 13 条）
4	就業の機会の確保等（第 14 条）
5	住居の確保等（第 15 条）
6	更生保護施設に対する援助（第 16 条）
7	保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 17 条）
8	関係機関における体制の整備等（第 18 条）
9	再犯防止関係施設の整備（第 19 条）
10	情報の共有、検証、調査研究の推進等（第 20 条）
11	社会内における適切な指導及び支援（第 21 条）
12	国民の理解の増進及び表彰（第 22 条）
13	民間の団体等に対する援助（第 23 条）
14	地方公共団体の施策

施策ごとの課題		施策の方向性	
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
	(1) 就労の確保等		(1) 就労の確保等
	① 依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと。		① 適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要がある。
	② 実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと。		
③ 職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もある。			

施策ごとの課題			施策の方向性		
	(2)	住居の確保等		(2)	住居の確保等
	①	依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること。		①	矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化
	②	出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合がある。		②	地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実
			③	更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大	
2	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組		2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
	(1)	高齢者又は障害のある者等への支援等		(1)	高齢者又は障害のある者等への支援等
	①	高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること。			
	②	福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること。			
	③	支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があること。			
(2)	薬物依存の問題を抱える者への支援等	(2)	薬物依存の問題を抱える者への支援等		
①	薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とは言えない状況にある。	①	薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図る。		

施策ごとの課題			施策の方向性		
	②	薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移している。		②	刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要がある。
	③	大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大している。		③	増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要がある。
				④	薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要がある。
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組		3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
	(1)	学校等と連携した修学支援の実施等		(1)	学校等と連携した修学支援の実施等
	①	依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している。少年院出者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院している。		①	引き続き、矯正施設において、民間のノウハウやICTの活用などにより教科指導の充実を図る。
				②	少年院出院後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要がある。
				③	非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。

施策ごとの課題			施策の方向性		
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組		4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	
	(1)	特性に応じた効果的な指導の実施等		(1)	特性に応じた効果的な指導の実施等
		①			矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと。
②	刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けられる体制が十分に整っているとはいえないこと。				
5	民間協力者の活動の促進等のための取組		5	民間協力者の活動の促進等のための取組	
	①	より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要がある。		①	幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。
	②	民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要がある。			

施策ごとの課題			施策の方向性		
		③ 保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいこと。			
6	地域による包摂を推進するための取組		6	地域による包摂を推進するための取組	
	①	再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的な役割が必ずしも明確とは言い難い面もあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること。		①	国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示することで、地方公共団体の取組を促進する。
	②	地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること。		②	地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくこと。
	③	支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があること。			
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組		7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	
				①	再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を更に進める必要がある。

(2) 東京都の動向

基本的考え方	
再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）の趣旨やソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行う。	

基本方針（重点課題）	
1	就労・住居の確保等
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

計画期間	
令和元年度から令和 5 年度末までの 5 年間	

具体的な取組ごとの現状と課題	
1. 就労・住居の確保等のための取組	
(1) 就労の確保等	
現状	課題
(ア) 刑務所出所者等の就労確保のための国の施策	就労支援の取組の一層の充実が求められている。
① 矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」	
② 保護観察所が民間の就労支援事業者に委託して実施している「更生保護就労支援事業」	
(イ) 東京における保護観察終了者に占める無職者率はなお 21.3%（令和 4 年。法務省提供資料による。）に及ぶ。	
(ウ) 都内の協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）	イ 協力雇用主の業種に偏りがある。
① 令和 3 年 10 月 1 日現在で 1,272 社（東京保護観察所資料による。）が登録されている。	ウ 実際の雇用に伴う不安・負担が大きい。

②同日現在で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は189社（東京保護観察所資料による。）にとどまる。	エ 協力雇用主に対する支援の充実等による更なる雇用の促進が望まれている。
--	--------------------------------------

(2) 住居の確保等	
現状	課題
(ア)刑務所等からの満期出所者の4割以上（全国で3,381人（令和元年。法務省「矯正統計年報」））が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている。	
(イ)帰るべき住居のない刑務所出所者等の主要な受け皿となる民間の更生保護施設は、都内に19施設があり、出所者等を新たに受け入れている（令和3年、東京保護観察所調べ）。	(ア)更なる受入機能の強化や、高齢・障害者、薬物事犯者等の自立に困難が伴う入所者の増加に対応し得る処遇機能の強化が課題となっている。
(ウ)保護施設以外の多様な受入先として、保護観察所においては、NPO法人等が運営する生活困窮者向けの宿泊施設等を「自立準備ホーム」として登録し、刑務所出所者等の一時的な宿泊場所として保護を委託している。	(イ)各施設の特色に応じた更なる活用が求められる。
(エ)身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難である場合が多い。	(ウ)更生保護施設等はいくまでも一時的な居場所であり、退所後の適当な住居の確保や退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要だが、退所後のフォローアップは一部の更生保護施設の自発的な取組に委ねられている部分が多く、今後の更なる推進が望まれる。

2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等	
現状	課題
(ア)刑法犯の検挙人員総数が減少するなか、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、年齢層別で見ると、近年最も多くなっています。（法務省「令和4年版犯罪白書」p.213）	
(イ)刑務所等から出所した者が出所後2年以内に再入所する割合についても、高齢者が非高齢者に比べて高く、その中には極めて短期	

間での再入所も多くなっています。(法務省「令和4年版犯罪白書」p.252)	
(ウ)高齢者の刑法犯検挙人員の7割は窃盗で占められ、その多くは万引きであり、特に女性高齢者については、7割以上が万引きにより検挙されています(法務省「令和4年版犯罪白書」p.214)。	(ア)支援を希望しない者など、必要な福祉サービスの確保に至らないまま出所する者もいる。
(エ)矯正施設に収容されている者のうち、帰るべき適当な住居がなく、また出所後直ちに福祉サービスにつなげる必要があるものについては、「地域生活定着促進事業」による特別調整(出口支援)が実施している。	(イ)今後その効果的な実施が望まれる。

(2) 薬物依存を有する者への支援等	
現状	課題
(ア)全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は年間7,970人(令和3年)p170。また、近年、同一罪名再犯者率は令和3年を除き上昇傾向にあり、令和3年は68.1%となっている(法務省「令和4年版犯罪白書」p.242)。	
(イ)薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症者である場合もある。	(ア)薬物依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが重要である。
(ウ)刑の一部執行猶予制度の導入(平成28年6月施行)により、刑事施設内だけでなく、地域社会の中で薬物依存からの回復に努める人の増加が見込まれている。	
(エ)仮釈放後に薬物関連の犯罪により再び刑事施設に収容された者の約7割が、薬物に関する悩みを正直に話せる身近な相談先があれば再犯しなかった可能性があるという回答しています(平成28年度法務省調べ)。	
(オ)薬物依存からの回復には長い期間を要する。	(イ)薬物問題を抱える者に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を、関係各機関で実施していくことが必要である。

3. 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組	
(1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等	
現状	課題
(ア)全国の高等学校進学率は98.8%だが、少年院入院者の25.3%が中学校卒業後、高等学校に進学していない。(令和2年文科省資料)	(ア)非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰するには、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを一層進めることが求められている。
(イ)非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の40.9%が高等学校を中退している状況にある。(令和2年文科省資料)	
(ウ)高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、国においては、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。	

4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組	
(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等	
現状	課題
(ア)国においては、性犯罪者、暴力団関係者等、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っている。	(ア)再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要です。
(イ)刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化や、弁護士が社会福祉士などの協力を得て作成する更生支援計画などの情報の	(イ)都及び国の関係機関においても、国の取組を踏まえ、必要に応じ情報共有を図りながら、特性に応じた効果的な指導・支援等を継続的に実施していくことが求められます。

適切な活用など、適切なアセスメントを実施していくこととしている。	
----------------------------------	--

5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組	
(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	
現状	課題
(ア)都内の各地域においては、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動している。	(ア)保護司の高齢化が進んでいること、保護司をはじめとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が不十分であることなど、活動を促進するに当たっての課題がある。
(イ)都内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もある。	(イ)再犯の防止等に関する施策は、都民にとって必ずしも身近でないため、関心と理解を得にくく、都民に十分に認知されているとはいえない。

6. 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組	
(1) 再犯防止のための連携体制の整備等	
現状	課題
(ア) 犯罪をした者等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいる。	(ア) 地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした者等に対する処遇の現状やその社会復帰を促進するに当たっての課題、支援のノウハウ等に関する知見や情報が十分でない。

具体的な取組	
1	就労・住居の確保等のための取組
(1)	就労の確保等
①	就職に向けた相談・支援等の充実（非行少年に対する就労支援）
ア	非行少年に対する就労支援
(ア)	東京都若者総合相談センターにおける取組
(イ)	警視庁少年センターを中心とした取組
②	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた支援
ア	東京都しごとセンター及び東京都立職業能力開発センター等における取組
イ	TOKYOチャレンジネットにおける取組
ウ	東京都若者総合相談センターにおける取組
③	多様な業種の協力雇用主の確保に向けた広報等
④	協力雇用主の活動に対する支援の充実等
ア	協力雇用主の公共調達への受注機会の増大
イ	保護観察対象少年の公的機関における非常勤職員としての雇用
⑤	一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保
ア	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による就労系障害福祉サービスでの対応
イ	区市町村障害者就労支援センターによる取組の推進
ウ	障害者就業・生活支援センターによる取組
エ	生活困窮者自立支援制度による支援
⑥	就労支援に携わる関係機関・団体相互の連携確保
⑦	全ての都民の就労を応援する新たな条例の検討
(2)	住居の確保等
①	入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進
②	自立準備ホームの確保に向けた協力
③	都営住宅への優先入居制度の活用
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
(1)	高齢者又は障害のある者等への支援等
①	刑務所出所者等に対する福祉的支援に関する多機関連携の強化（特別調整への協力等）
②	加齢等を背景とした犯罪への対応（「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置）
③	保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化（法令に基づく各種福祉制度の運営）
④	刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関との連携
(2)	薬物依存を有する者への支援等
①	薬物依存症者に対する治療・支援等のネットワーク構築

		ア	連絡会議等への参加等による連携確保
		イ	「連携マニュアル」作成による関係機関・団体の円滑な連携
	②		薬物依存症者に対する地域における息の長い支援の提供
		ア	多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進
		イ	薬物依存症等に関する専門医療等の提供等
		ウ	薬物依存症回復プログラム等への参加支援等
		エ	地域支援につながる動機付けを高める機会の提供
		オ	保護観察が終了する薬物事犯者等への継続的支援等
	③		薬物依存症者に対する治療・支援等の担い手・受け皿の確保（薬物依存症者の支援を担うスタッフの育成等）
	④		薬物依存症者の家族等に対する支援の充実等
		ア	家族等からの相談対応等
		イ	相談機関等に関する情報の周知等
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組		
	①		少年の非行の未然防止等
		ア	学校における非行防止のための教育
		イ	薬物乱用未然防止のための教育
		ウ	薬物乱用防止に向けた人材育成の推進
		エ	学校生活継続のための本人・家族等への支援
		オ	中途退学者への就労等の支援
		カ	地域における非行防止等のための支援
		キ	警視庁少年センターを中心とした非行少年に対する支援
	②		非行等による学校教育の中断の防止等（矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討）
	③		学校や地域社会において再び学ぶための支援
		ア	高校中退者等に対する地域社会における支援
		イ	矯正施設や保護観察所等と連携した取組の検討
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組		
	①		特性に応じた指導等の充実
		ア	子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止
		イ	ストーカー加害者に対する指導等
		(ア)	被害者への接触防止のための指導等
		(イ)	ストーカー加害者に対するカウンセリング等
		ウ	暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等（暴力団からの離脱に向けた働きかけ）
		エ	少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等
		(ア)	関係機関と連携したきめ細かな支援等

		(イ)	少年鑑別所における観護処遇への協力
		(ウ)	非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進
		(エ)	保護者との関係を踏まえた指導等の充実
		(オ)	少年院在院者の再犯防止に向けた取組
	オ		女性の抱える問題に応じた相談対応等
	カ		発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等（矯正施設内における指導への協力）
	キ		関係機関や地域の社会資源の一層の活用
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組			
	①		民間ボランティアの活動に関する広報の充実
	②		民間ボランティアの活動に対する支援の充実
	ア		少年警察ボランティアの活動に対する支援
	イ		更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実
	③		更生保護事業に対する支援
	④		民間協力者との連携の強化
6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組			
	①		再犯防止のための協議会等の設置
	②		区市町村における再犯防止施策の促進及び連携の確保

2 統計から見る現状

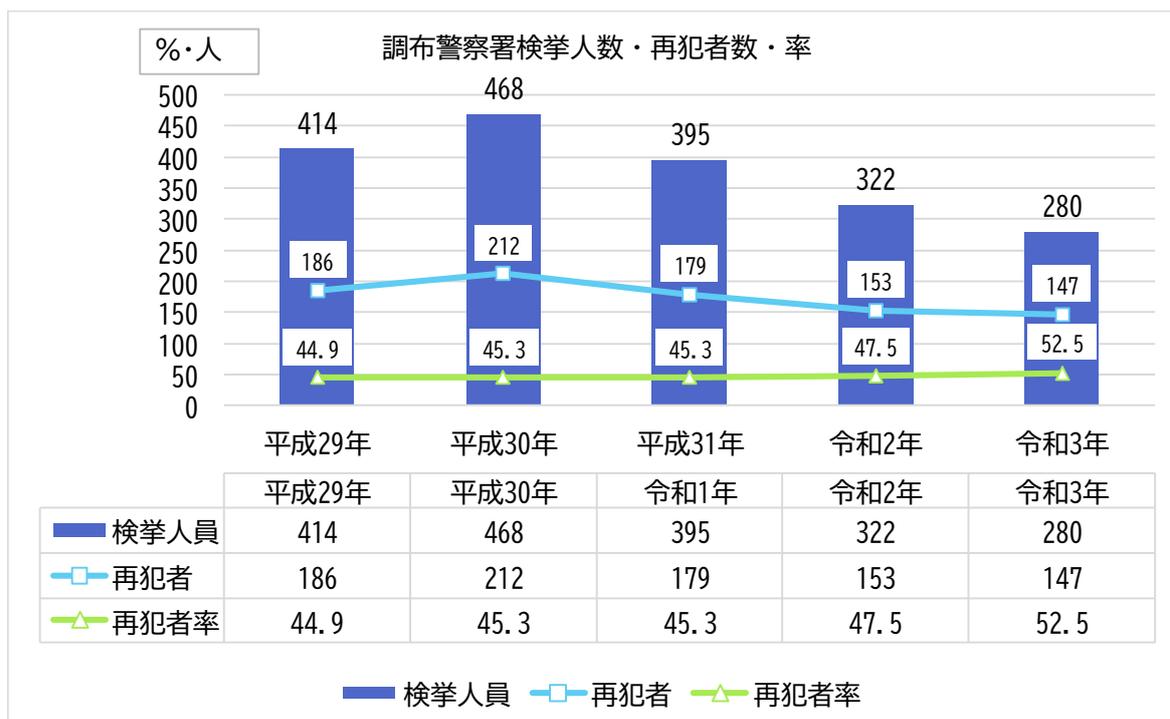
(1) 検挙人数・再犯者数・率

ア 検挙人数・再犯者数・率（調布警察署）

（ア）検挙人数は、平成 29 年から減少傾向

（イ）再犯者数も、平成 29 年から減少傾向

（ウ）再犯者率は、平成 29 年から増加傾向



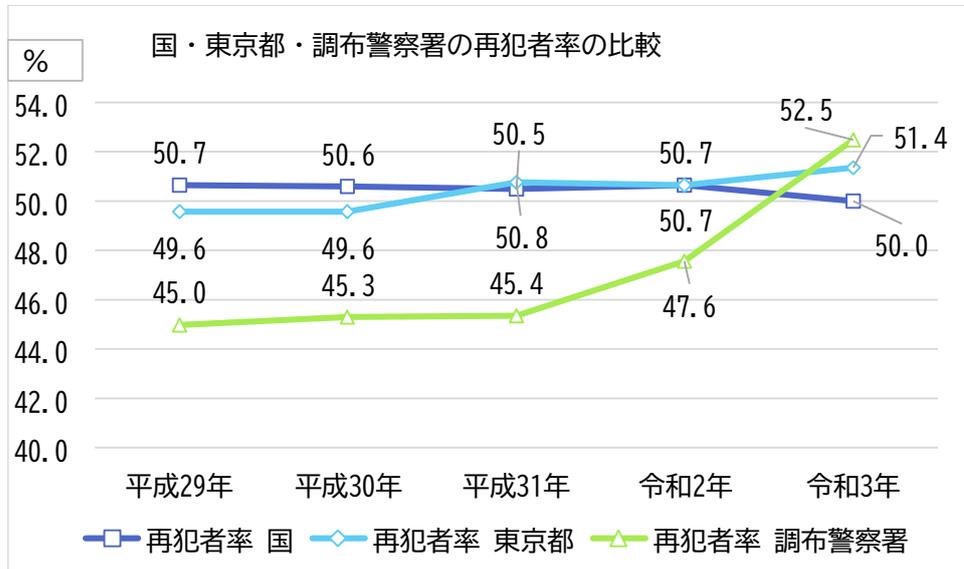
【出典】警察署別 犯罪統計データより

※検挙人員は、少年を除く（以下同じ）。

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

イ 国・東京都・調布警察署の再犯者率

令和2年までは、国・東京都に比べ、再犯者率は低かったが、令和3年は国・東京都に比べ、高くなった。



年	検挙者数			再犯者数			再犯者率		
	国	東京都	調布警察署	国	東京都	調布警察署	国	東京都	調布警察署
平成29年	187702	25258	414	95028	12526	186.0	50.7	49.6	45.0
平成30年	182124	25389	468	92023	12573	212.0	50.6	49.6	45.3
平成31年	172197	22285	395	86952	11320	179.0	50.5	50.8	45.4
令和2年	164678	20943	322	83384	10618	153.0	50.7	50.7	47.6
令和3年	159692	19086	280	79809	9809	147.0	50.0	51.4	52.5

ウ 罪種別再犯者率（調布警察署）

(ア) 窃盗犯の再犯者率が50%前後で推移している。

(イ) 知能犯・薬物事犯の再犯者率は増加傾向

年	(n・人)							(%)
	再犯者	うち凶悪犯	うち粗暴犯	うち窃盗犯	うち知能犯	うち風俗犯	うち薬物事犯	
平成29年	186	3	23	50	4	2	5	
平成30年	212	2	18	59	7	1	9	
令和元年	179	2	17	52	9	4	13	
令和2年	153	2	16	46	17	4	12	
令和3年	147	2	21	47	15	4	13	

【出典】警察署別 犯罪統計データより

エ 犯行時の年齢別検挙率（調布警察署）

（ア）窃盗犯は、高齢者（65歳以上）が平成30年以降、30%を超えている。

（イ）知能犯は、若者（20～39歳）が令和元年以降、70%を超えている。

（ウ）薬物事犯は、20歳代で急増している。特に大麻取締法違反が増加している。

(n・人)		(%)					
年	検挙人員	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成29年	414	32	20	15	12	5	16
平成30年	468	28	17	17	14	4	20
令和元年	395	30	17	15	11	5	22
令和2年	322	33	20	14	12	3	18
令和3年	280	26	17	16	13	5	23
(n・人)		(%)					
年	検挙人員 (窃盗犯)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成29年	181	24	18	9	13	7	29
平成30年	236	25	12	12	14	4	33
令和元年	186	23	12	10	12	6	37
令和2年	125	26	16	11	12	4	31
令和3年	129	20	14	9	15	5	37
(n・人)		(%)					
年	検挙人員 (知能犯)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成29年	14	22	29	21	21	0	7
平成30年	27	34	26	23	7	7	3
令和元年	32	63	18	7	6	6	0
令和2年	38	50	27	11	5	5	2
令和3年	33	46	21	12	12	6	3
(n・人)		(%)					
年	検挙人員 (薬物事犯)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成29年	16	19	25	44	12	0	0
平成30年	27	34	23	29	14	0	0
令和元年	29	35	10	28	24	3	0
令和2年	23	52	17	18	13	0	0
令和3年	31	49	3	23	25	0	0

【出典】警察署別 犯罪統計データより

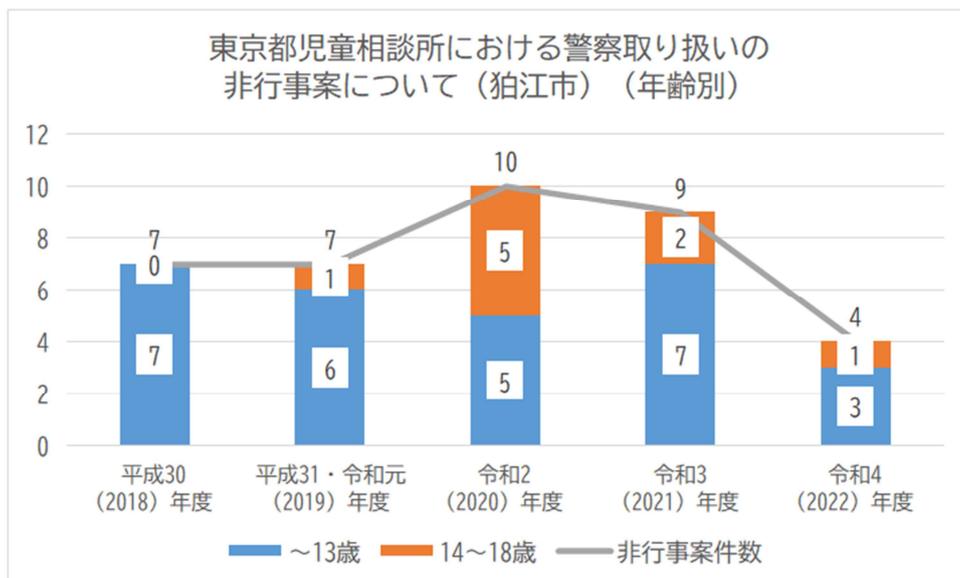
オ 東京都児童相談所における警察取り扱いの非行事案について

非行事案の件数としては、年間4件から10件までの件数で推移しています。

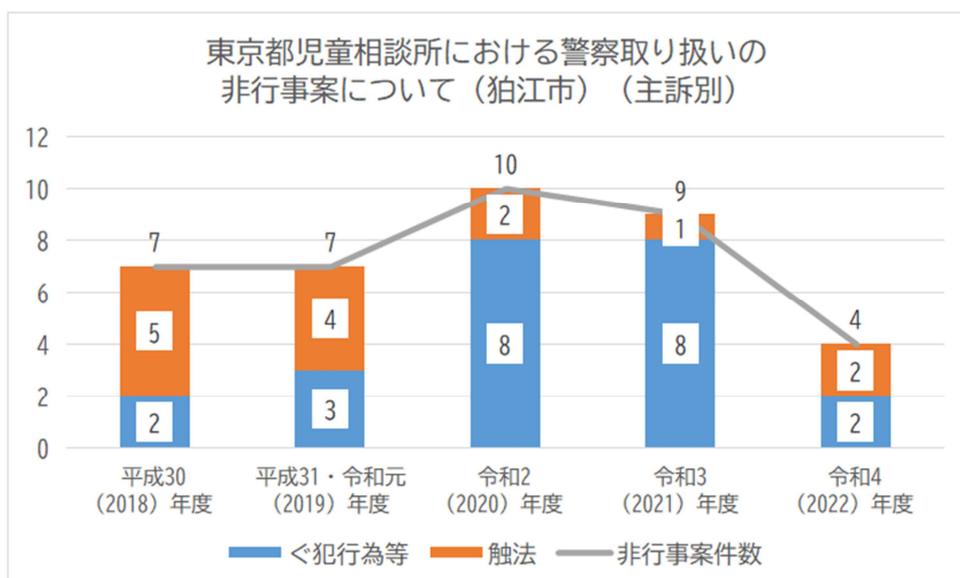
年齢別では、刑事責任年齢（満14歳）未満の非行事案が多くなっています。

通告では書類通告の件数が多くなっています。

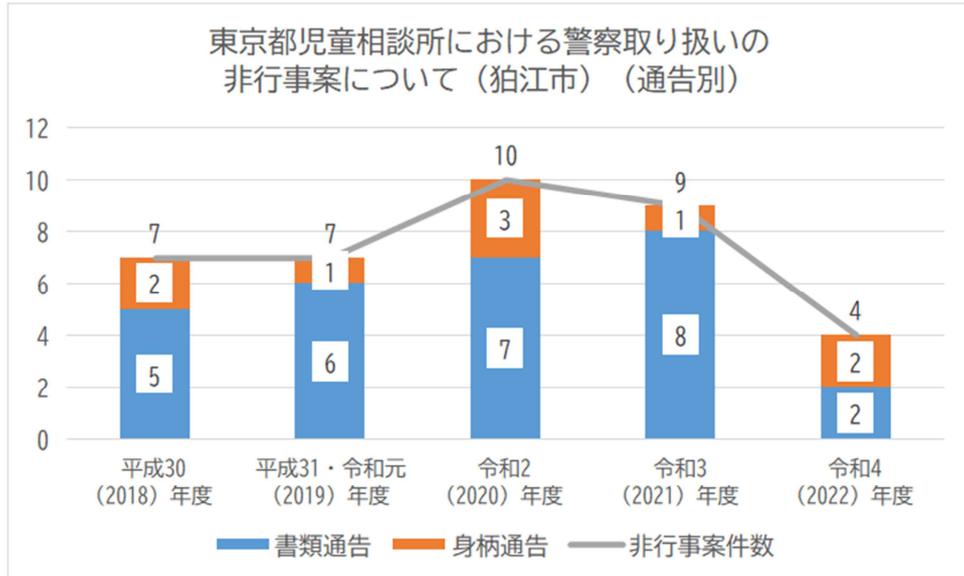
通告理由としては、粗暴・盗みは常に非行事案としてあり、多摩児童相談所に移管後は、その他の事案が増加しています。その他としては、深夜徘徊、無免許運転、喫煙、不法侵入のほか、複数の非行内容が重複した案件もあります。



※平成31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績



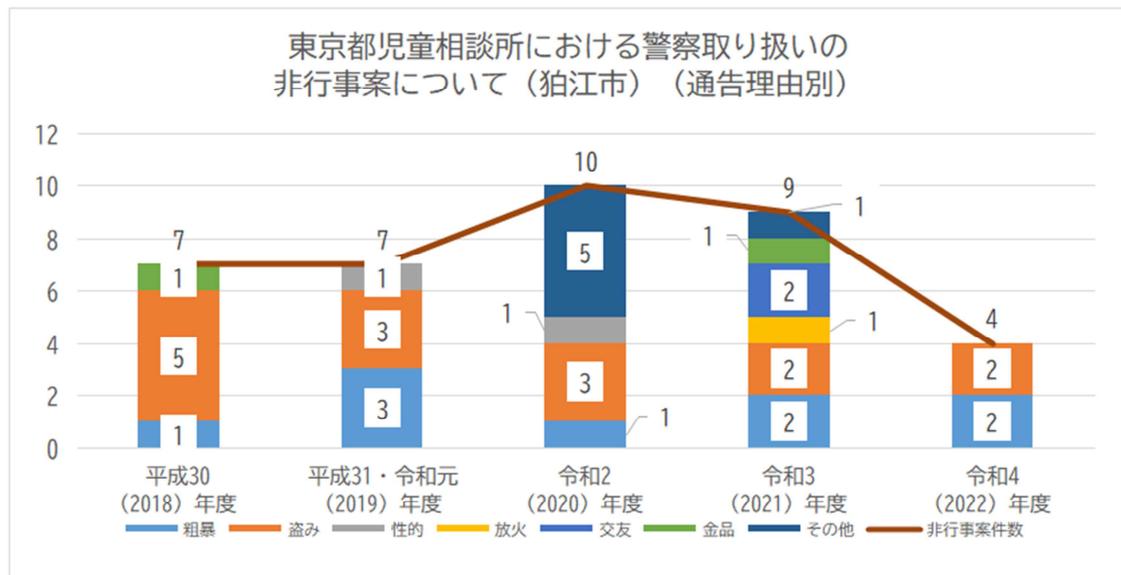
※平成31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績



※平成 31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

※書類通告：警察は、要保護児童を発見した場合、児童福祉法第 25 条の規定に基づき、児童相談所長宛て「児童通告書」により児童相談所にする通告をいう。

※身柄通告：書類通告のうち、児童の身柄を伴って行われる児童通告をいう。



※平成 31（2019）年度までは世田谷児童相談所、令和 2（2020）年度からは多摩児童相談所の実績

3 市民意識調査結果から見る現状

(1) 再犯防止に協力する民間協力者の周知度

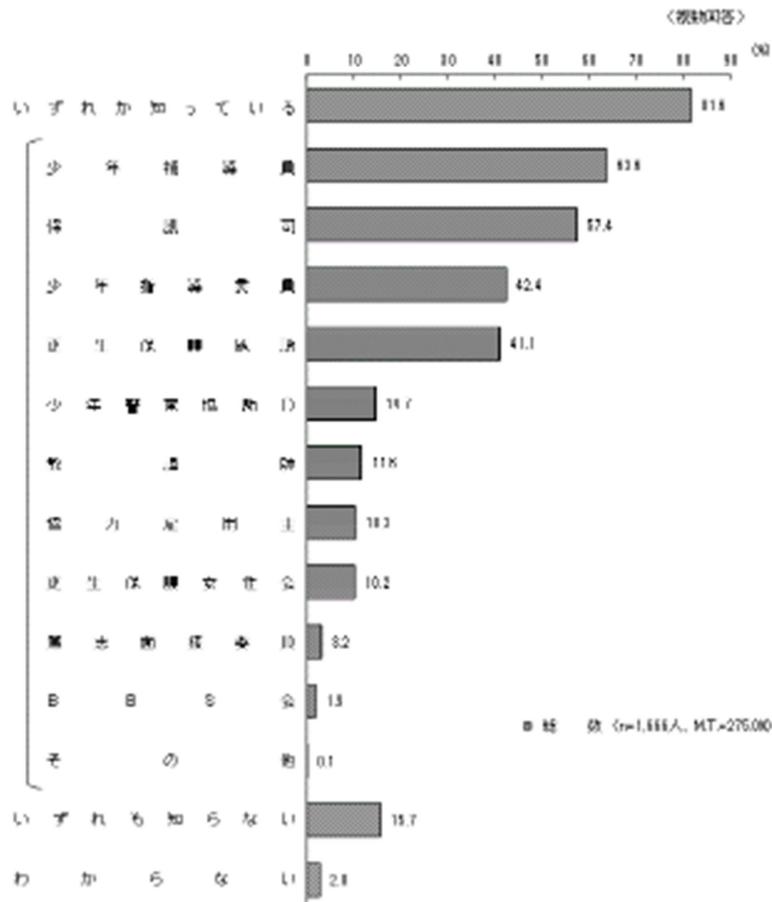
保護司を「知っている」と回答された方は、半数を超えています。協力雇用主を「知っている」と回答された方は、12.4%にとどまっています。また、いずれも知らないと回答された方も30%を超えています。

(MA) 問27 あなたは、再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図1 民間協力者の認知度



(2) 地域の安心安全度

お住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域であると「思う」と回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方を合わせると、90%を超えています。

(SA) 問28 現在、あなたがお住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域だと思いますか。



(3) 犯罪をした人の立ち直りへの協力

ア 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」と回答された方及び「思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。特に30歳代では60%近くの方が「どちらかといえば思わない」又は「思わない」と回答されております。

(SA) 問29 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。



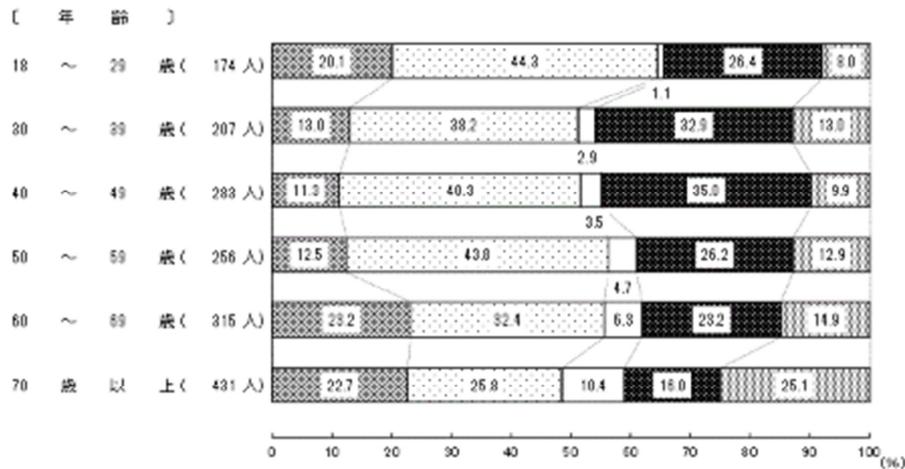
【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図3 犯罪をした人の立ち直りへの協力意向



	%	問29 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。						
		人数	思う	どちらか	どちらか	思わない	わからな	無回答
全体		1278	4.9	22.0	25.0	22.2	25.3	0.6
6年年齢階層	20歳代	60	10.0	28.3	28.3	16.7	16.7	-
	30歳代	220	4.5	20.0	27.3	31.8	15.9	0.5
	40歳代	298	3.4	21.8	24.8	24.5	25.2	0.3
	50歳代	291	6.5	22.0	23.4	16.2	32.0	-
	60歳代	239	2.1	23.4	28.0	22.2	23.4	0.8
	70歳以上	165	7.3	19.4	20.0	18.8	32.1	2.4

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）



イ 「思わない」理由

「どちらかといえば思わない」、「思わない」理由を伺ったところ、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答された方が51.5%、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」と回答された方が47.2%、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」と回答された方が42.2%となっております。特に30歳代、40歳代の方の60%を超える方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答されています。

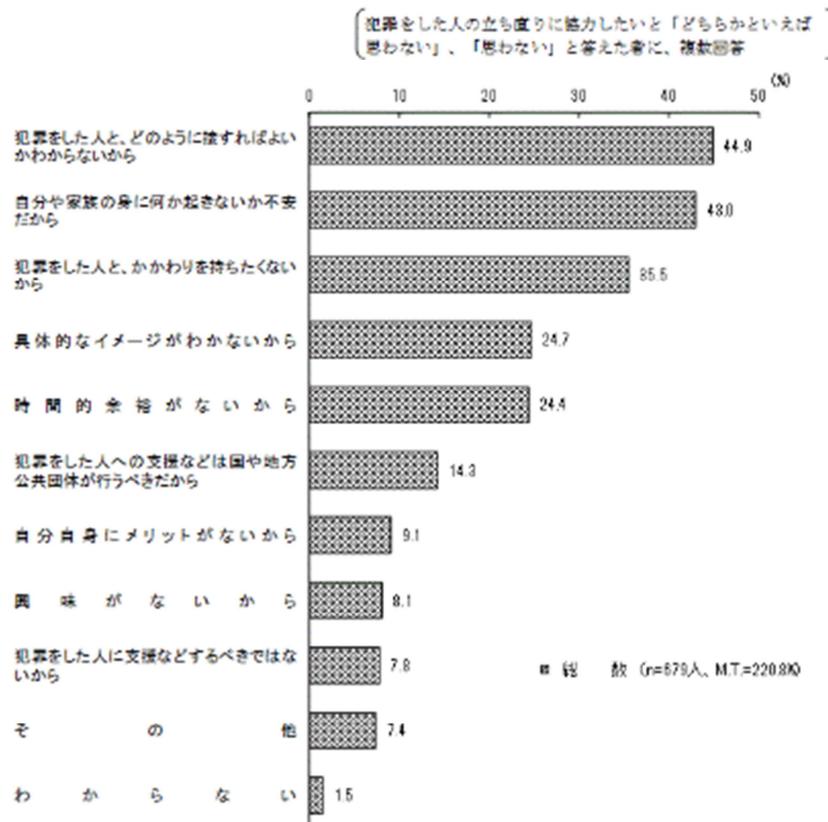
(MA) 問29-4 「問29で3・4と回答した方」協力したいと思わない理由を教えてください。



%	問29-4 「問29で3・4と回答した方」協力したいと思わない理由を教えてください。													
	人数	自分や家族の身に何か起きないか不安だから	犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから	犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから	自分自身にメリットがないから	具体的なイメージがわからないから	時間的余裕がないから	興味がないから	犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから	犯罪をした人に支援などするべきではないから	わからない	その他	無回答	
全体	604	51.5	42.2	47.2	21.9	34.6	41.4	12.6	12.9	8.6	2.5	2.6	0.2	
6年齢階層	27	55.6	44.4	37.0	63.0	44.4	44.4	14.8	29.6	14.8	-	-	-	
	130	63.8	50.8	50.8	36.2	35.4	55.4	16.9	11.5	13.1	1.5	1.5	-	
	147	60.5	43.5	44.2	27.2	36.7	52.4	15.0	8.2	11.6	2.0	1.4	-	
	115	45.2	45.2	41.7	11.3	33.0	38.3	11.3	12.2	4.3	4.3	3.5	-	
	120	41.7	39.2	49.2	10.0	26.7	30.8	6.7	16.7	5.0	0.8	3.3	0.8	
	64	32.8	20.3	56.3	4.7	42.2	10.9	10.9	14.1	4.7	6.3	6.3	-	

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図5 協力をしたいと思わない理由



ウ 「思う」理由

「思う」、「どちらかといえば思う」理由を伺ったところ、「高齢や障がいなど、犯罪をした背景があるかもしれないから」と回答された方が50.4%、「地域の安全のため」と回答された方が45.2%となっております。

(MA) 問29-2 【問29で1・2を回答した方】協力したいと思う理由を教えてください。



エ 協力の内容

「思う」と回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方に協力の内容を伺ったところ、「わからない」が39.9%、「再犯防止に関するボランティア活動に協力する」と回答された方が37.3%となっており、協力したいが、何を協力したら良いのかかわらない方が多くいらっしゃいます。

(4) 「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の周知度

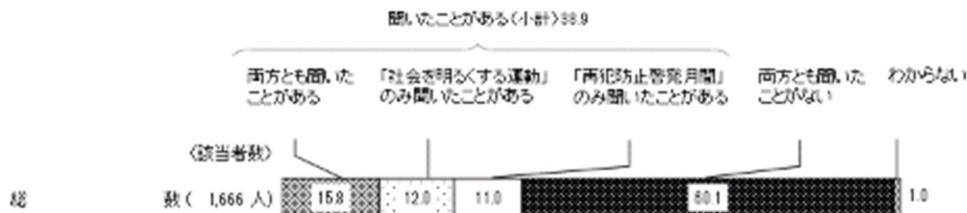
「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。いずれか、又はいずれの「知っている」と回答された方にどのように知ったか伺ったところ、「パンフレットやポスターで知った」が57.4%となっており、周知に当たっては、他の媒体を活用した周知を行うなど工夫が必要です。

(SA) 問30 再犯防止に関する広報・啓発活動の取組で「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図6 社会を明るくする運動・再犯防止啓発月間の認知度

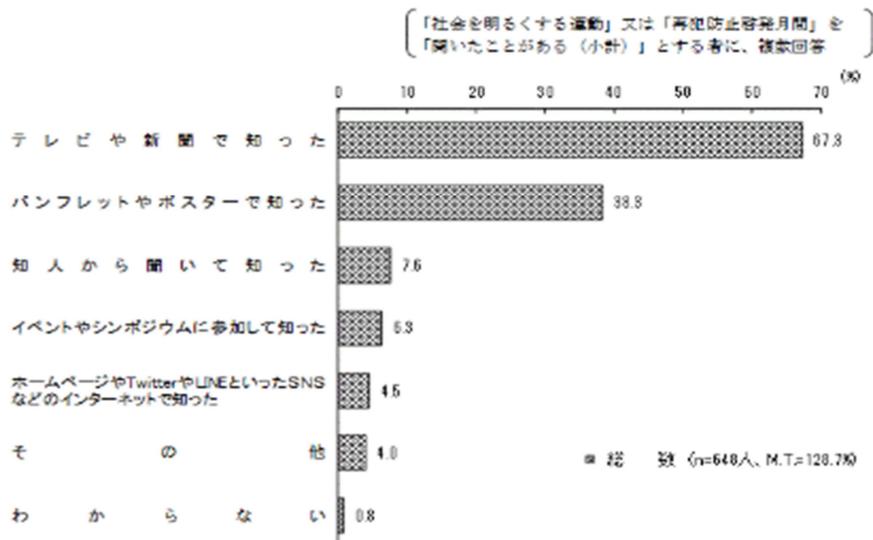


(MA) 問30-2 「問30で1～3と回答した方」どのようにして知りましたか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図7 認知した方法



(5) 再犯防止をするために必要なこと

再犯防止をするために必要なこととして、「仕事と住居を確保して生活基盤を築かせる」と回答された方が 57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」と回答された方が 47.6%、刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題に応じた、きめ細やかな指導や支援を充実する」と回答された方が 44.3%をなっております。

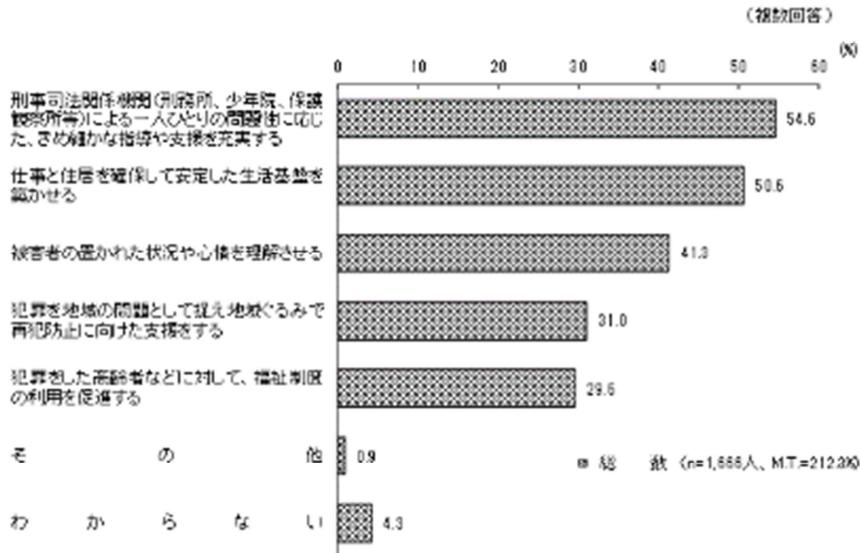
再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）より、「仕事と住居を確保して生活基盤を築かせる」と回答された方の割合が高くなっております。

(MA) 問31 あなたは、再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）

図 9 再犯防止のための方策



(6) 再犯防止のために市がすべきこと

再犯防止のために市がすべきこととして、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」を回答された方が 50.0%、「犯罪をした人を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」と回答された方が 35.4%、「犯罪をした人の住居確保に向けた支援を行う」と回答された方が 33.5%となっております。

(MA) 問32 再犯防止のために、市は何をするべきだと思いますか。



4 再犯防止関連団体調査結果から見る現状

(1) 出所（院）者が仕事に就くために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	雇用主、社会資源	出所（院）の際
	出所（院）当日や2～3日で案内可能な仕事	
	ハローワークと連携し、寮付きの会社や、日払いであってもすぐに紹介可能な仕事	
就労支援	社会福祉協議会や市内事業者等と連携して	出所（院）から就労が定着するまで
	就労支援の窓口につながるような伴走型の	
	高齢や障害によるハンディキャップを明確にした、無理のない	
物品・金銭等の貸付け	就職活動に必要な（スーツ、携帯電話等）	出所（院）から就労が定着するまで
	就労に必要なスキルを身に付けるために必要な（パソコン等）	
	資格（運転免許等）の取得に必要な	
窓口の設置	ワンストップ	支援を申し出た際

(2) 出所（院）者が住む場所を確保するために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
啓発活動 (地域住民向け)	民間更生保護施設等の理解を促進するよう	
住居確保支援	・住民票の有無にかかわらず、生活保護申請の相談や家賃補助など、総合的な	出所（院）の際
住居確保相談	・相談窓口での賃貸住宅への入居の	出所（院）の際
生活支援	・生活面や金銭管理の指導等を継続的に実施するような息の長い	出所（院）から住居確保後まで
資金の貸付・補助	生活保護制度と連携した住居確保資金	出所（院）の際
	賃貸住宅の家賃	出所（院）から仕事に就くまで
財政的支援 (民間更生保護施設等)		

支援内容	どのような	いつ
住宅の貸付	市営住宅などの空き住宅	出所（院）の際
	アパート仕様の物件、施設	
	個室（集団生活になじめない出所（院）者向け）	
制度の構築	出所（院）者に保証人を設定することが困難なケースの対応できるようなセーフティネット	出所（院）の際
	対象者に応じた寄り添い型の各種支援（福祉、医療、生活全般や金銭管理に関する助言、修学・就労支援等）を提供できるような	
	不動産仲介事業者、家主出所（院）者に安心して賃貸物件を貸すことのできるような	
窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際
多機関協働の仕組みづくり	矯正施設入所前居住地自治体及び矯正施設出所後居住予定地自治体とのケースに応じた柔軟な居住確保について	
	一時宿泊施設や居住支援法人	

(3) 高齢者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	独居の出所（院）者地域で支える場の	
職員研修	触法高齢者に対応できる	
支援	社会的に孤立を解消するような	出所（院）の際
	アウトリーチによる	
住居・居場所の確保 （住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所（院）者・）	住居	出所（院）の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイなどによる施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所（院）の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所（院）～
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所（院）の際
窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際

支援内容	どのような	いつ
多機関協働の仕組みづくり	インフォーマルな関係も含めた	
	地域とつながりをもてるような社会福祉協議会や生活困窮に関する部署、高齢福祉に関する部署等	

(4) 依存症等の方の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (当事者、家族)	薬物依存についての相談や回復支援プログラム等が受講できる関係機関	
	都や市が実施する公的な薬物依存についての相談・支援機関	
啓発 (地域住民)	ダルク等の自助グループや民間の回復支援施設等の民間支援団体への依存症又はしへき対策	
職員研修	依存症について理解を深める	
支援 (自助グループ)	活動費用	
	活動場所	
住居・居場所の確保 (住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所(院)者・)	住居	出所(院)の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイなどによる施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所(院)の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所(院)～
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所(院)の際
サポート体制の構築	金銭管理をする支援者、家族をサポートする支援者、借金の対応をする支援者など、切れ目のない	
	依存症等の出所(院)者と支援機関とつなぐ	
多機関協働の仕組みづくり	支援施設や医療機関へと円滑につなぐ	
	東京都(保健所)との地域支援ネットワーク	

(5) 障がい者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (矯正施設)	市で実施している農福連携事業	

支援内容	どのような	いつ
啓発 (地域住民)	障がいある人への理解や犯罪をした人の立ち直りに向けた	
職員研修	障がいのある出所(院)者について理解を深める	
支援	障害があると思われるものの障がいと診断されていない等制度のはざまにある人への	出所(院)の際
	行政専門部署によるアウトリーチによる	
	定期的な訪問や状況確認	
	市CWによる面会する	在所(院)中
復学・就学支援	保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所所在者の復学、就学にかかる支援調整への協力	出所(院)の際
支援 (家族)	相談・家事	
	家族会の紹介	
多機関連携の仕組みづくり	生活保護担当者以外に保健師、障害者福祉担当など複数の分野による	出所(院)の際
	行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた	
	保護司や支援事業体が密接で有機的な結びつきができる	
	矯正施設での支援者会議への参加など	在所(院)中
	帰住先を所管する関係者によるケース会議	

(6) 地域生活に円滑に移行するために市に支援して欲しいこと

No.	取組	団体数 (N=15)
1	在所中の生活保護申請手続	9
2	出所後必要となる各種手続への所管部署が連携した円滑な対応	10
3	社会復帰支援に係る在所中のケース会議等の実施	8
4	出所者・出院者を個別に支援する事業の実施	10
5	各種支援・相談窓口の提示	7
6	その他	4

(7) 連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例

No.	事例	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1	本人の帰住希望地（住所地）や市区町村から帰住そのものについて拒否された事例	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、（支援できない理由ではなく）何を支援できるかを共に考えていけるか
2	本人が窓口に来ていないと相談がスタートできない事例	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、（支援できない理由ではなく）何を支援できるかを共に考えていけるか
3	在院者のうち18歳未満の少年については、児童福祉との調整が必要となるが、過去に児童相談所に係属していた者であっても、矯正施設に入所すると、児童相談所との調整が難しくなる事例	出院後の地域社会における切れ目のない支援を継続させるために、在院中における児童相談所や市区町村担当部署との連絡調整、ケース会議、各種手続が円滑に進められるよう協力する。
4	矯正施設入所前の市区町村と異なる地域の市区町村に帰住する事例	児童相談所や市区町村担当者間の引継ぎ及び調整が円滑に行われる体制を整備する。
5	支援介入に消極的な事例（多数）。対象者との関係が構築できていないことを理由に特に保健師が初めて対峙する事例を受け付けない事例	関係構築を優先するあまり、支援機会の損失や再犯に発展するという可能性がある。
6	飲酒している場合に、対応できないとして保健師や地域包括支援センターが支援を打ち切った事例	精神疾患や依存症の病気である場合は、本人がSOS発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかという姿勢で関わり続けて欲しい。
7	市の担当者が放置し、20年に及ぶ家庭内暴力が続き、親に怪我をさせた事例	精神疾患や依存症の病気である場合は、本人がSOS発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかという姿勢で関わり続けて欲しい。

(8) 犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的なケース	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1	窃盗罪	出所と同時に生活保護を受給し、住居も確保されていても、生活保護費から住居費や食費等が差し引かれると手元に残る金額が少なくなり、通常は、その金額でやりくりをして生活すべきところ、手元に残る金が少ないことへの不満を抱いて、あてもなく住居を出奔し、窃盗の再犯に至る、又は手元の金を減らしたくないという気持ちから、若しくは手元の金を飲酒等で見通し無く使ってしまったあげぐスーパー等で万引きをするといった事案	再犯事例を見ると、彼らにとって窃盗以外の問題解決の選択肢がなく、かつ、窃盗への心理的ハードルが非常に低いことが見て取れます。
2	覚醒剤所持罪	出所後、たまたま、かつての薬物仲間に出会ってしまい、薬物を勧められた。その場では断ったが、1回分をもらってしまったために、後日使ってしまった事例	<ul style="list-style-type: none"> ・彼らの交友関係が覚醒剤乱用者などの犯罪性の高い者に偏っていること。 ・薬物仲間との遭遇などを、「偶然の出来事」、「不運な出来事」としかとらえられず、自らの意思で再使用したことへの問題意識が深まりにくいこと。
3	共通事項	・被虐待歴・DV・知的障がい・他罰的傾向・対人不全・自分だけが損しているという被害感・視野狭窄・自分本位	
4	窃盗罪	・摂食障害・社会的孤立・認知症・生活困窮・家族関係の中のストレス解消（親や夫への仕返し、嫁姑問題など）	
5	覚醒剤取締法違反	愛着障害・自己肯定感の低さ・問題からの逃避	

(9) 非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的なケース	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1		<p>【特徴的な原因】 交友関係、反社会的行動パターン、反社会的認知、薬物依存、虐待やいじめ等の被害体験、家族の機能不全（家族の精神障害、困窮、DV等）、孤立（いじめ、怠学、高校中退、不就労、家出等）”</p>	
2		<p>学校で個別的配慮が必要な児童が不登校になると、その後ケアされず放置されがちであることを始め、教育現場が障がいや疾病の知識が不十分なことから個別的な配慮が必要な児童を発見できないケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の資質や成育歴も無関係ではないが、何より、障がいや疾病に係る必要な支援を受けられずに問題が大きくなったことが非行として表出したと考える。 ・教員で全て解決はできないので、スクールソーシャルワーカーの常勤化など積極的な活用が望まれる。
3		<p>非行、再非行に至る原因は一概に言えないが、学校への不適應や中途退学、就労を継続できないことは、非行の種類にかかわらず多く見られる特徴</p>	

(10) 支援拒否理由、傾向、課題

支援拒否理由	傾向	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・支援は不要だという誤認 ・市役所等へ相談に行ったが、支援を受けられなかった経験 ・自由を制約されたくないという願望 ・受刑したという経歴を知られたくないという希望 ・本人や保護者が障がいを受容できない。 ・申請を拒否されて不信感がある。 ・個人の資産状況を把握されたくない等 ・疎遠な親族に同意の連絡を取られたくない、状況を知らされたくない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病識や障がい受容ができていない者 ・病気や障害を認識していても、干渉されたくない者又は支援が必要だと感じていない者 ・他人の世話になりたくない、恥ずかしいという主張 ・プライドが高く、頑固で見栄っ張りだという性格 ・本人が医療又は福祉的支援の必要性を感じていない。 ・手帳を取得することに抵抗がある。 ・知人、友人に頼る。 ・通院の中断 ・対人関係が非常に不得手で、担当医から検査入院を勧められているが拒否するような者 ・不安定な対人関係 ・少年及びその保護者等が、自身が医療又は福祉的支援の対象になることに対して抵抗感を抱いている。 ・地域の自治体に支援を求めること自体を障がい者としてのラベリングになると捉える保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の抵抗感が強く、保護者の同意を得ることに苦慮するケースもある。 ・医療又は福祉的支援に対する正しい知識を付与する機会を設けることが肝要である。 ・自分や家族の判断で通院や服薬を中断されてしまう。 ・不信感を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じない。 ・行政側に強制力がないので放置されてしまう。 ・障がい特性、疾病によるものゆえの拒否ということも踏まえて関与(働きかけ)自体は試みて欲しい。

(11) 再犯防止・社会復帰支援のための取組

No.	取組	団体数 (N=15)
1	市区町村による再犯防止のための独自事業の実施	7
2	地域住民向けシンポジウム・フォーラムの開催	7
3	各機関関係職員によるケース会議	8
4	定期・不定期の協議会	8
5	施設見学・説明会	8
6	その他	9

(12) 1～11以外で再犯防止施策を推進する上で、市に要望すること

要望内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (保護者も含む)	東京都、市区町村や民間支援団体等の各種相談窓口	
広報・情報提供 (地域住民)	刑事司法機関と連携した	
研修等 (市職員)	保護観察対象者に対する偏見や陰性感情を解消する	
支援	相談窓口に行かない人、行けない人、行きたくない人、知らない人、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な人たちへの伴走	
地域づくり	さまざまな困りごとを持っている人々(ex. ひきこもり、ゴミ屋敷等々)が孤立することのない	
保護司会活動支援	更生保護サポートセンター ² のサテライト設置	

²更生保護サポートセンターとは、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動をするための拠点。

第2節 課題の整理

1 市民意識調査結果から見る現状

(文言調整中)